

## 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定を求める意見書（案）

戦前、天皇制政治の下で主権在民を主張し侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲を被った。治安維持法が制定された 1925 年から廃止されるまでの 20 年間に、逮捕者数十万人、送検された人 68,274 人(起訴 6,550 人司法省調べ)、警察署で虐殺された人 93 人、刑務所・拘置所での虐待・暴行・発病などによる死者は 400 人余（治安維持法国賠同盟調べ）に上っている。

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止されたが、その犠牲者に対して政府は謝罪も賠償もしていない。世界では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリスなど主要な国々で戦前、戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が進んでいる。

日本弁護士連合会主催の人権擁護大会（1993 年 10 月）は「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として…その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、補償を求めていた。再び戦争と暗黒政治を許さないために、国が治安維持法犠牲者の名誉回復を図り、謝罪と賠償をすることを求める。については、下記事項について実現を図られたい。

### 記

- 一、国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。
- 二、国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。
- 三、国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 23 日

奈良県広陵町議会議長 谷 穎一

内閣総理大臣 高市 早苗 様  
総務大臣 林 芳正 様  
法務大臣 平口 洋 様  
財務大臣 片山 さつき 様